

かしつけしんせい ともなうどういしょ
貸付申請に伴う同意書

かしつけしんせい しんせいしや および れんたいほしょうにん かしつけせいで てびき かきじこう
貸付申請にあたり、申請者及び連帯保証人は、「貸付制度の手引き」のほか、下記事項について理解の上同意します。

	かくにんじこう 確認事項	申請者 チェック欄	連帯保証人 チェック欄
在学中	1 休学又は留年した場合は、貸付金の交付を停止します。 休学等届により復学又は進級を確認後、交付を再開します。		
	2 退学した場合は、交付済みの貸付金を全額返還してください。 返還開始は退学の翌月から、返還期間は在学期間の2倍以内です。		
国家資格取得	3 社会福祉士養成施設を卒業した年度の翌々年度までに合格できなかった場合は、貸付金全額返還となります。		
	4 介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌々年度までに合格できなかった場合は、貸付金全額返還となります。 (ただし、令和9年3月までに卒業した場合は、合格できなかった場合でも経過措置による登録を行い、業務に従事してください。)		
従事中	5 資格登録後、千葉県内で5年間(在職期間1,825日以上かつ業務に従事した期間が900日以上)の従事が必要です。 (ただし、過疎地域等での従事、又は貸付申請時に中高年離職者に該当し貸付申請時に手続きを行った場合は、3年間の従事)		
	6 従事中は、少なくとも年1回、業務従事届により従事状況を報告します。従事届を提出しない場合は従事状況が確認できないため、貸付金全額返還となります。		
	7 5年間の途中で、千葉県外への転職、対象業務以外の業務へ従事した場合は、貸付金全額返還となります。 返還開始は事由発生の翌月から、返還期間は貸付期間の2倍以内です。		
	8 出産・育児、病気療養などやむを得ない理由で休職する場合は、返還猶予申請を行ってください。		
その他	9 貸付金返還の場合は、借受人及び連帯保証人へ返還通知書を送付します。連帯保証人は借受人と同等の債務を負います。返還が遅れている場合は、借受人及び連帯保証人へ同時に督促を行います。		
	10 貸付決定後は、原則として連帯保証人の変更はできません。 死亡・破産等により保証能力を失った場合など、やむを得ない理由がある場合は、千葉県社会福祉協議会へご相談ください。 状況を確認の上、手続きについてご説明します。		

記入日

記入日

年 月 日

年 月 日

申請者氏名

連帯保証人氏名

印

印

※各項目を確認の上、記名・押印(印鑑登録証明書と同一の印、法人の場合は法人名・代表者職氏名・代表者印)してください。